

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	平成29年度 第1回清須市空家等対策協議会
開 催 日 時	平成29年7月13日(木) 午後2時から3時
開 催 場 所	清須市役所南館 3階 大会議室
議 題	(1) 空家等実態調査業務について (2) 空家等対策の現状について (3) その他
会 議 資 料	資料1 空家等実態調査業務について 別紙1 現地調査表の内容 資料2 空家等対策の現状について (参考) 清須市特定空家等判断基準
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1人
出 席 委 員	加藤会長、水野委員、洞澤委員、百瀬委員、岡田委員、岩田委員、坪井委員、松井委員
欠 席 委 員	0人
出 席 者 (市)	なし
事 務 局	[総務部 防災行政課] 大橋部長、後藤課長、舟橋副主幹兼係長、鶴子主任 [総務部 税務課] 吉田課長 [市民環境部 生活環境課] 猪子課長 [建設部 都市計画課] 飯田課長
会 議 の 経 過	●事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成29年度「第1回清須市空家等対策協議会」を開会いたします。 私は、本日司会を務めさせていただきます、防災行政課副主幹の舟橋でございます。よろしくお願いたします。 開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。 本日、委員の半数以上の方が出席されております。従いまして、清須市空家等対策協議会条例第5条第3項の規定によりまして、本会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は、清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開会議となっていますので、よろしく申し上げます。

傍聴人各位におかれましては、同要綱第6条第4項の規定により、お手元に配布しました遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日もご出席の皆様方には、清須市空家等対策協議会条例第3条第2項の規定に基づきまして、市長より委員の委嘱をさせていただいております。委員の任期は平成31年3月31日まででございます。委嘱状につきましては、市長より交付させていただくのが本来でございますが、時間の都合上、机上配布といたしましたので、ご了承頂きたいと思っております。

それでは、開会にあたりまして、清須市空家等対策協議会の会長であります、加藤市長からごあいさつ申し上げます。

(市長あいさつ)

●事務局

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。大変恐縮ではございますが、本日が今年度の第1回目の会議でございますので、初めて顔を合わされる方もおみえのことと思います。また、今後も皆様のご協力を得て、進めていかなければなりませんので、それぞれの自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、弁護士の水野様から順番にお願いいたします。

(委員自己紹介)

●事務局

ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介いたします。

(事務局紹介)

次に、本日お配りしました資料のご確認をお願いします。

(資料の確認)

それでは、これより議事に入りますが、ここからの会議の進行につきましては、会長であります加藤市長にお願いをいたします。

●加藤会長

それでは、この会議の進行を務めさせていただきます。

はじめに、議事(1)空家等実態調査業務について、事務局から説明をしてください。

(事務局説明)

●加藤会長

ただいま、議事(1)の説明が終わりました。この件につきまして、ご意見とかご質問がございましたら、どうぞ。よろしくお願いたします。

●岩田委員

調査委託先のカナエジオマチックスという会社ですけども、これはどういう業務を中心にやってみえるんですか。

●事務局

こちらの業者は、主にはいろいろな計画ですね。都市計画とかそういったものの計画をやる会社なんですけれども、最近こういう計画を作られる会社は、空家の調査をやられる会社が増えておまして、今回は指名競争入札でこの会社が落札したという状況でございます。実績も、豊明市等を始め結構やってみえる会社でありましたので、今回こちらに委託先が決まったということでございます。

●岩田委員

続いていいですか。「上位200件」という、この200という数字はどこから出たものでしょうか。

●事務局

こちらはですね、大体という意味なんですけれども、200件程度じゃないとまず対応がしきれないだろうというのがありましたものですから、まず上位200件を絞り込んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

●洞澤委員

すいません。2点お伺いしたいのですが、ひとつは今回のこの作業と特定空家の判定との関係というのは、今回のこの作業は、特定空家の判定と直接関係しないという見解でよろしいですか。

●事務局

はい。今のご質問なんですけども、確かに昨年、特定空家の判断基準を既に作らせていただいているところなんですけども、現状ではまだ実際に市内にどれだけの特定空家となりうる候補というのが、全部把握しきれれておりませんので、それを今回、この調査業務で、探すという言い方は変ですけども、調査をさせていただいて、特定空家の候補となりうるものを絞り込んでいくという業務を今回やらさせていただきますので、直接、その特定空家の調査業務ではないということでご理解いただければと思います。

●洞澤委員

2点目なんですけども、先程200件というようなことで、現実的な作業量の観点から200件と。そうすると、実際には空家になっている、問題はない状況だけど空家になっているかもし

れないところがこの200件にもし入らない場合に、今の200件をベースに空家台帳を作ったときには漏れがありうるというか、空家といってもすごく概念として流動的なので、人によって空家と見たり、所有者にとってはそうでないとかとある中で、だから僕は台帳を作るときの難しさはあると思うんですけど、200件で台帳作成のための把握すべき空家というのは網羅できるものなのかどうかというのを。

●加藤会長

全体的にどのくらいを予測しているんですか。

●事務局

多分、見るだけですと、空家としてまず最初に出てくるのは、5、600は出てくるんじゃないかなというふうに考えています。空家ですね。空家という定義で出てくる建物は、5、600出てくるんじゃないかと思ってます。その中で、現状では、今度特定空家になりうるであろうというものを200までしぼっていきいたいと考えています。

●洞澤委員

ちょっとこれ、きちんと制度のことを見てないんですけど、空家台帳に載っている空家というのは、特定空家ということではないんですか。

●事務局

今のご質問ですと、リスト的にはまず500から600見たものを全部リスト化します。その中で、やっぱり管理をされている空家というものもありますので、それを削除していったうえで、今度特定空家となりうる候補のものをしぼり込んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

●百瀬委員

今後、空家候補の抽出が行われるということなんですけども、清須市全域において、まず空家と思われる物件を全て選り出して、その中から上位200件を取り扱っていくという認識でよろしかったでしょうか。

●事務局

はい。今、百瀬委員がおっしゃられるとおりで、全部とりあえず空家と考えられるものを拾い上げて、リストを作らせてもらって、その中で管理状態ですとか現況を見た状況で上位200件にまずはしぼっていきいたいというふうに考えています。これがひょっとすると200以上になるかもしれないんですけども、そこは今のところひとつの線区切りとして200という数で考えています。

●岩田委員

先程のカナエジオマチックス調査委託ですけども、どれくらいの体制で、調査する人間の服装ですね、調査しているこ

とがわかるような服装とか、そのへんの表示やなんかはどういうふうに。

●事務局

一応、こちらから身分証明書を出します。名札に市長印をつけさせてもらった身分証明書と、あと腕章をつけてくれという対応をしております。で、8月号広報にこういう方が回りますということを市民周知する予定でおります。

●岩田委員

8月の市民広報ですか。

●事務局

8月の市民広報です。

●岩田委員

身分証明書は首からぶら下げるもので、腕章はどのようなものですか。

●事務局

普通の腕章だと思います。「調査員」という。

●岩田委員

それから調査の内容ですけれども、一般に訪問してメーターを見るといったような、普通のガスだとか電気だとか一般の企業が出入りして見るような範囲を超えるような、要は敷地の中で、カーテンだとかそういうようなところというところと本来のメーター以外のところへ入っていくような、そういう状況が起きないかと。

●事務局

原則は敷地外からの目視ということをお願いをしているところですが、メーターにつきましては、確認するか確認しないかはそのときの状況によると思うんですけれども、メーターの状況って言ったら変ですけど、契約状況というのが、直接ガス業者さんや水道事業者さんからのご提供がありませんので。ピンポイントにしぼったところの情報提供はしていただけるということでございましたので、まずそこを見た上で、ここの開栓状況はどうですか、という質問はかける可能性があります。

当初、水道事業者さんのほうに開栓状況を全部リスト化していただけないかということでご相談を差し上げたところ、それは出せないということでしたので、現状、空家を見に行き行ってそこが空家であるかということをおある程度確認したうえで、その物件の開栓状況を確認すると、事業者さんの中にいってメーターを見るわけではなくて。

●岩田委員

特定の、ここが空家の可能性があるというふうで、過程を

示せば教えてくれると。

●事務局

そういうお話をいただいております。

●岩田委員

あと、何人くらいでやるというのは。

●事務局

全体の人数はわからないんですけど、1か所を見に行くのに1人から2人、基本的には2人で行ってくれとは言っております。市内は自転車で回るということを聞いております。

●岩田委員

要は1日に活動する人間が2人だと。

●事務局

それが地区によって、2人の3チームで6人かもしれません、最大では。

●岩田委員

その辺はまだわからないと。

●事務局

わかりません。最初にまずリスト化、ある程度のところのこれを見に行くというのをしぼりますので、その件数があまりに多いようですと人数を増やしてもらわないといけないものですから。

●岩田委員

心配しているのが、要は不審者ということで。まず敷地外が原則ということですので、原則「外」というふうだと、例えば、水道栓などで特定した可能性の高いところでメーターを見に入るとかいうようなことだと思うんですけども、業務とは違った委託のところが入るので、厳密に言うと土地の所有者やなんかから指摘があると、勝手に入られたとか、そういう苦情に発展する可能性があるような気がします。

それから、間違えて見る可能性ですね。市のほうから業者のほうに与えた情報で、間違えて違う家に行って、それを捉えて、実際に住んでいるところからトラブル・苦情というような可能性も考えられますので、そういったことについても対応や何かを考えておいたほうがいいんじゃないかと。

●事務局

その件につきましては、事業者と十分に打合せさせていただきまして、まだ調整ができてないと思うんですけども、警察のほうにこれくらいのおきにこの辺を回りますとかいうふうに連絡をさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

●岩田委員

多分、通報が入ると思います。広報自体、皆さんテレビやラジオのようなもので周知される内容じゃないので、周知の方法自体が広報しているだけだというふうだと、知らない家庭が多数だと思うので、おかしなの出回っているけど本当にこういうことやっているんですか、というような、警察のほうにも市のほうにも、市のほうの調査士だということであれば、市のほうにも行くんじゃないかなと思います。ですので事前にいつ頃からいつ頃までの間に、2人何組のチームがどここの地区を回りますよ、というのがわかれば、こちらも一応そういう情報を頭に入れて現場確認だとか対応できます。そのまま鵜呑みで返事はしません。実際にそういうのを知って、逆にそれを悪用するケースもあるので。確認して回答するという形になると思います。

●事務局

できる限りの情報提供はさせていただきたいと思いますので、こちらのほうも。

●加藤会長

あれって、ガスとか水道のメーターを調べる人は勝手に入っていてもいいという許可が。

●岩田委員

契約ですので、あれは。

●岡田委員

ちょっといいですか。今警察の方からお話がありました件、私もちょっと心配がありまして。広報で皆さんに周知するというお話でしたけど、実際、7月中に抽出するわけですよ、空家。やっぱりその広報の出し方もですね、一般市民の方にいろいろわかりやすい周知のやり方を少し、どんな感じを考えておるのかわかりませんが、まあ時間もあまりないようですから、原稿もできてるかどうか知らないけれども。

そういうものは例えば腕章程度でいいのか、もっと派手にジャンパーみたいなのを着たりとか、それはわかりませんが、やっぱり一般市民でね、不審になっても困りますからね。そこら辺をひとつご検討をよろしくお願いします。

●事務局

わかりました。服装等につきましてはもう一度検討させていただきます。で、広報紙と申しあげましたけど、市が発信できるものについては全てやりたいと思いますので、ホームページ上ですとか、そういうところでも掲載をさせていただこうと思っております。

●岩田委員

参考までですけど、警察官の巡回連絡というのがあって、各家庭を回って警察の情報発信と地域の情報収集という形

で回らせてもらっているんですけども、制服で回っても、今来たのは本当に警察官ですか、という苦情が入ることがあります。ですので、まだ他で一般的ではないこういう調査をやられれば、そういう可能性が高いと思います。

●加藤会長

松井さん、どうぞ。

●松井委員

よろしいですか。先程の空家が5、600あって200にしぼるといふ、そのしぼる方法っていうのは、別紙1にあるアンケートを数値化して、優先順位を決めてしぼっていくということでしょうか。

●事務局

今のところはそう考えています。やはり数値化をすることによって、より特定空家になりうる可能性が高いであろうというものをやはり上位でしぼっていきたいというふうに考えています。

●加藤会長

他にはよろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、議事（1）空家等実態調査業務についての説明を終わります。

次に、議事（2）空家等対策の現状について、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

●加藤会長

ただいま、議事（2）の説明が終わりました。この件についてご意見・ご質問はございますか。

●岩田委員

この相談内容の草生え、屋根壁等の損壊、それからゴミ害虫等ですけども、屋根壁等の損壊、老朽化、そういうような関係だと思うんですけども、それと同じかもわかりませんけれども、西枇杷島の関係ではないんですけど、以前あったのは、要はお化け屋敷ということでネット上で取り上げられて、ネット上や何かで取り上げられると、一気に全国あちこちからお化け屋敷ということで肝試しだとか、好奇心を持って見に来る、というような状況がありますので。それと少年や何かの出入りですね。タバコ吸ってシンナーを吸ったり、いろいろたむろしたりというような、そういうようなことで使われるというようなことがあるということで、参考ですけども。

●加藤会長

ありがとうございます。

●松井委員

よろしいですか。この空家、今回市のほうにあった苦情が60なん件ということですけども、例えば空家になったやつで税金、固定資産税はほとんどが払われているんでしょうか。

●事務局

実はですね、空家の建物はわりと古い建物が多いものから、建物だけで見ますと免点未満ということで、課税はしているんですけど、税金が出ない建物というのがありまして、そういうのが結構該当しているのが多いんです。そうするとどういことが起きるかと言いますと、未登記物件なんかですと、所有者が何十年も前の方の名前のままになっておりまして、その方がご存命なのかどうかも現状ではわからないと。こちらが苦情をもらった後に、その当時の住所から戸籍謄本なり住民票なりの請求を他市町なんかですとするんですけど、まったく途絶えちゃってわからないという物件が0ではないです。正直な話。

●松井委員

全体の空家、市が把握している数の中で、本当に数パーセントくらいなのか、その割合もわからないわけですか。

●事務局

固定資産税の内容についてはですね、払われているものもあれば払われていないのもあるし、課税のされていないものもあると、色々なケースがあるということですね。例えば、今回の例に挙げさせてもらったこのケースは、所有者が亡くなった時点から未納になっています。現状では、今後どうしていこうかな、というのは税務課のほうとも相談していかなければいけないものですから。今現状では、この物件というのは基本的には空家の苦情はもらっていないんですね。建物としても苦情はもらっていないんですけど、その周りの自転車ですとか生活臭いっぱいの状況がどうなんだということでお話をいただいておって、ちょっと調べさせてもらったら所有者が亡くなっておって、その奥さんが外国人だったケース。で、どうしようという話で、稀な例があったのでご紹介をさせてもらったというところなんですけど。

空家であっても税金は納まっています。

●松井委員

わかりました。

●事務局

弁護士の先生がお見えになるもんで、こういう場合ですけど、外国へ出すにしても外国の住所や転出先がはっきりわからないし、ほかっておくわけにもいかないし、というふうでどう手をつけたらいいのかと。

●水野委員

正直言うと、外国で住んでいる住所地が判明していれば、日本の裁判所とか海外の裁判所を使って送達する方法は、まあ色々な国があるので国によっても違うのかもしれませんが、先進国であれば送達する方法は、ちゃんと住所地が判明していればあるのかなとは思いますが。でもなかなかそれを調べるのも容易ではない、住所地を調べるのは容易ではないですね。本件でひとつ思ったのは、ご主人が亡くなられたということで、奥様は外国のほうに行っちゃったということですけど、今調べているということですけど、お子さんがいたりすれば、他の相続人がいる可能性はあると思います。

●事務局

お子さんもいて、お子さんも全員、奥さんが連れて国へ戻っちゃってます。ただ、お子さんはまだ小さいんで、実際未成年の方ばかりなんですけども、ここは。

●水野委員

ということは、今調べていただいているということですけど、今少なくとも判明しているところでは、相続人全員が外国に行っちゃっているという状況なんですわね。

●事務局

これがまた複雑でして、ここにちょっと書かなかったんですけど、ケースですので個人名は特定しませんが、この方のケースでいくと、実は前妻さんがお見えになられて、前妻さんのお子さんもみえるんです。ただこれ順番で行くと、やはり亡くなったときの奥さんがトップになるはずなので。お子さんは実は前妻さんとの間にもみえて、2番目の奥さんともみえるという現状ではあるんです。ただ、順番的に前妻のお子さんに行く前に奥さんのほうに行かないといけないというのがあると思うんで、そこで対応に苦慮しているところです。

●水野委員

遺産分割協議とかも一切していないので、一応前妻との間のお子さんにも少なくとも共有分は、一応法律上はあります。だから、奥様の住所がどうしても調べられないという場合には、前妻とのお子さんに通知するというのも、ひとつの方法としてはありえるのかもしれません。

●事務局

これはまた、事案的には水野先生のところへ改めて相談に行かなければいけないかもしれませんので。

●加藤会長

空家かどうかという外観で見た調査はできると思うんですけど、そこから先、今言ったように所有者がわからないとかどこへ連絡取ればいいのかとか、そこが一番問題になってくる。それで初めて本格的な調査に入れるということなんです。

で、いくつか課題があるんですね、通っていかなければいけない。まず、外観はできても意向調査はできないかもしれない、所有者がどこにいるかわからなければ。

●事務局

意向調査をやれない可能性のある物件はあります。

●岡田委員

先程の話もちょっと絡みますけれども、実態調査をご専門のところへ依頼するのは、そうだろうと思っておりますけれども、まず1点目は、せつかくこう委員さんが何人か見えませんから、最終的に例えば特定空家の判定の問題があると思うんですが、判定はどういうふうに決めるんですか。

●事務局

判定はまだ、どうやっていこうかというのをここで考えようかと思っています。

●岡田委員

それらのことも含めて、委員さんで一度くらいはそういうところを見に行くというのをやるのかなと思っておったものですから。またそれは時期の問題だと思いますけどね。

●事務局

今のご意見は、調査が終わった後に、一度物件をしぼって見に行っていたいただきたいなと思っています。

●岡田委員

そうですね。ぜひ。

●事務局

実質、個別に調査はやらなくちゃいけないと思うんですが、しぼられてきたときに。ただ、そのときに単純に職員なり誰が調査員として入るのかっていうのもありますので、その辺も、それぞれの専門家の方々がこの会にはおりますので、またお知恵を拝借しながら進めなくちゃいけないなど。その中で、こういう困った物件があるというのは、実地で皆様方にも一度見ていただくような機会を作らなくちゃいけないなというふうには思っております。

●加藤会長

他によろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、議事(2)空家等対策の現状についての説明を終わります。

次に、議事(3)、その他について事務局から報告をお願いします。

●事務局

はい。まず1点目でございます。昨年11月の会議でこち

らの清須市特定空家等判断基準のほうにつきましては、継続で議案のほうを可決させていただいております。そのとき岡田委員のほうからご指摘をいただきました、ページをめくっていただいて2ページ目なんですけれども、チェックシートのカッコ3番です。この構造につきまして当初は在来工法ですとか2×4ですとか色々書かさせてもらっておったんですが、委員の指摘です、木造か非木造かということではないかということでしたので、こちらのほう訂正させていただいて、木造非木造の意見を採用させていただいて、このチェックシートを作らせていただいて、判断基準とさせていただいておりますので、こちらのほうご報告をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては以上でございます。

続きまして、今後のスケジュールについてでございますけれども、一度調査が終わりまして、アンケートの集計結果が仮にでも出次第、協議会のほうを、資料1の予定では11月頃やりたいと考えておりますので。ただ、この集計結果の内容によりましては、ちょっと協議会のほうずれ込む可能性もございます。ですので今のところ、あと年度内に2回、協議会を開催したいというふうに考えておりますので、また後日スケジュール調整のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

●加藤会長

今、その他でスケジュール等についてご説明申し上げました。何かございましたらどうぞ。

●岡田委員

ひとつ勝手を言わせていただきますと、あと2回協議会をやる場合ですね、日取りとか曜日とかは何か基準を決めているんですか。というのも、皆さん、私も含めて色々な会に出ているものですから、結構ダブっちゃったりするので、もしある程度の基準の取り決め等、参考にでも結構でございますので、どうなっているんですかね。

●事務局

本当に申し訳ないんですが、勝手言います。市長の日程調整の中でやらせてもらっています。こちらの会議については市長が会長になっておりますので。

●加藤会長

代理制があるはず。

●事務局

ありますが、申し訳ないですが、基本は市長の日程を中心に考えさせてもらっております。

●加藤会長

私は8月6日で任期満了でございます。次の市長に伝えてお

きます。

それではよろしいですか。

●松井委員

ひとつだけよろしいですか。戻って申し訳ないんですけども、現地調査の内容とありますよね、これ外から見たというのでいいんですけども、例えば隣の人にどういうふうですかというようなことはありますか。聞き取りは。

●事務局

ケースバイケースじゃないかと。先程、地域課長さんがおっしゃられたように、今こういうご時勢で、なかなか調査員が隣の家に行くこと自体があまり好まれないと言ったら変ですけども。例えば表に出てこられた方に、ちょっと話を聞くということはできるんじゃないかと思うので。わざわざ例えばピンポン鳴らして、隣の家のごことでちょっと聞きたいんですけど、というのは難しいかなというふうに思います。

●松井委員

やっぱり現場でやっていると、生の声というのは一番ですから。

●事務局

ひょっとすると、調査をやっているときにそういった方が出てこられるケースというのは多々あるんじゃないかな、というふうに考えておりますので。

●松井委員

もしそういうことがあったならば、備考欄か何かを作って記載すると。

●事務局

そうですね。委託する業者のほうには、もしそういうケースがあれば備考欄のほうに書いてくれというのは伝えておきますので。

●加藤会長

他によろしいですか。

●百瀬委員

参考までにお聞かせ願えたらと思うんですけども、全然話違うんですけど、名鉄二ツ木の駅の南側にありました、特定空家と判断されるような物件が、最近解体されているという事実があります。この事実というのは、やはり清須市からの勧告とか、注意とか、そういうものによって所有者さんが壊されたものでしょうか。もしくはその他に何か要因があって、全然関係なく所有者さんが自主的に壊されたんでしょうか。

●事務局

あそこの物件につきましては、色々ご質問をいただいとったところもあるんですけども、常日頃からやっておりました。危険だということで、天井が抜けておりましたので。勧告ということまではやれませんので、自主的に管理してくださいという通知は3度4度やったと思います。で、最終的に取り壊していただけた物件だったということでございます。

●百瀬委員

ここ最近、やはり日本全国空家対策の関係でどこの自治体、役所さんも動いてみえと、活発にやってみえと伺ってますので、やはりそういう通知を送ることによって、少しでも空家が減っていくというのはすごくいいと思っております。あと、役所が主体で壊すとかそういうこともやっているということも実際聞いていまして、つい最近ですと、世田谷区のほうで、空家の解体に新手法ということで、所有者不明の跡地を、不在者財産管理人制度というのを活用して、解体したりということもあるようなんです。特に、特定空家の危険なものは早急に何らかの形で対処していかなければいけないということで動いてみえと思っております。結構、この協議会のペースが遅いような感じが、私見で申し訳ないですが、感じられるところがありまして。ただ、清須市さんに限って言いますと、愛知県内全部で言いますと最先端を行っていると僕は考えておまして、少しでも早く、手続きとか、進められたらいいんじゃないかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

●事務局

改めてご協力よろしくお願ひします。

●岡田委員

もう少しいいでしょうか。特措法の9条でしたか、立ち入り調査のことがありますよね。前回の協議会でもあったかと思うんですが、市政推進委員さんで調査をやってみえという話を耳にしていますけれども、まだお願ひしてやってみえんですか。

●事務局

今はやっていないです。これは先程言った特定空家の関係になりますので、これから委員さんや岡田さんや百瀬さん等にご相談していかなきゃいかんと思います。

●加藤会長

よろしいですか。

それでは、本日の会議の議事は全て終了しました。会議を終了いたします。長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

●事務局

	これもちまして、平成29年度「第1回清須市空家等対策協議会」を閉会いたします。 長時間にわたり、ありがとうございました。
会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり